

政策調整会議の概要

開催日 平成 22 年 8 月 19 日 (木)

◎項 目

1 県職員による公共交通利用（520 運動(仮称)）について【交通運輸政策担当理事所管】

◎内 容

1 県職員による公共交通利用（520 運動(仮称)）について【交通運輸政策担当理事所管】

運輸政策課から県職員による公共交通利用（520 運動(仮称)）について説明を行った。

【概要説明】

- ・昨年、交通運輸政策担当理事所管という組織ができてから、公共交通課の公共交通経営対策検討委員会や、運輸政策課が実施した公共交通利用者を対象にしたアンケートの中で「県職員が率先して公共交通を使うべきじゃないか」という意見があった。
- ・こういった意見を受けて、まずは県職員が月に 2 日間、できる限り通勤方法を公共交通に転換する運動に取り組みたい。毎月集計をして、3 カ月ごとにとりまとめて報告する。名称は「交通」と 5 日と 20 日をかけて、「520 運動（仮称）」としたい。
- ・組織体制は現在検討中だが、推進本部を作って、本部長は理事もしくは副知事にと考えている。
- ・また、この「520 運動（仮称）」により、国土交通省が認定している「エコ通勤優良事業所」の認定を受け、来年度以降、県内の各事業所にこの取り組みを拡大していき、公共交通の利用促進を図っていきたいと考えている。なお、現在「エコ通勤優良事業所」に認定されている県は茨城県と鳥取県と愛媛県。

(副知事)

- ・組織上、この推進本部が成り立つのか、別の方法はないかなど、全庁的な議論が必要。
- ・「できる限り」とはいうが、本部を立ち上げるからには、目標を立てて、進行・管理していく必要がある。目標をどこに置くのか、それが実現可能なのか、色々と検討を重ねて打ち出さないと、スローガンを上げただけになって、実行が伴わないでは困る。
- ・公共交通の使えない勤務場所や勤務形態など、各部局を詳細に分析して、各部の意見も聞きながら例外規定も検討しなければ、ただ達成率が低いだけに終わってしまう。
- ・また、本部として、市町村にも広げるつもりがあるのか、県民や事業所に対してどうやって広めていくのか。
- ・関係課と協議して、全庁的にオーソライズされたものを企画会議、政策調整会議、庁議と上げてくるべき。